(原案)

西表石垣国立公園石垣地域 管理計画

平成 2 1 年 月

九州地方環境事務所那覇自然環境事務所

目 次

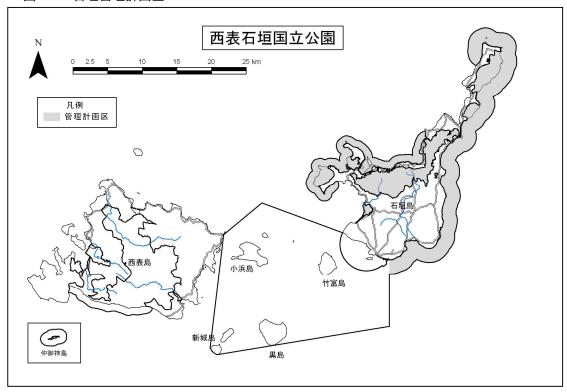
1.国立公園又は管理計画区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)管理計画区の範囲	
(2)管理計画区の特徴	
2 . 基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
(1)目指すべき姿	
(2)管理の基本方針	
3.保全及び利用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1)海岸景観タイプ	
ア.保全に関する事項	
イ.利用に関する事項	
(2)亜熱帯照葉樹林タイプ	
ア.保全に関する事項	
イ.利用に関する事項	
(3)干潟・マングローブ林タイプ	
ア.保全に関する事項	
イ.利用に関する事項	
(4)海中景観タイプ	
ア.保全に関する事項	
イ.利用に関する事項	
(5)共通項目	
ア.野生生物の保護管理について	
イ.地域との連携について	
4.公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(1)許可、届出等取扱方針	
(2)公園事業取扱方針	
(3) その他(緑化に関する指針)	
5 . その他必要な事項	32
(1)周辺区域との関連について	
(2)利用者に対する情報提供	
(3)地域の美化修景に関する事項	

1.西表石垣国立公園<u>又は管理計画区(石垣地域)</u>の概況

(1)管理計画区の範囲

本管理計画は、西表石垣国立公園のうち、石垣島及びその周辺海域を対象とする。区域 については図 1-1 に示すとおり。

図 1-1 石垣管理計画区



(2)管理計画区の特徴

石垣島は、九州から台湾・中国大陸まで弧状に連なる琉球列島に位置する。琉球列島は、新生代の第三紀(約2300万年から170万年前)以降の激しい地殻変動により、大陸及び日本本土との分離・結合を繰り返しており、その地史的経緯から固有種や遺存種が多くみられる。地形・地質学的には、北・中・南琉球の3つに分けられ、石垣島は南琉球に含まれる。南琉球の生物相は、中琉球に含まれる奄美大島や沖縄本島周辺よりも台湾や中国大陸に近いといわれている。

現在の石垣島は、年平均気温 24 、年間降水量 2000mm 以上の温暖・湿潤な気候で、山地は亜熱帯照葉樹林で覆われており、海域には広大なサンゴ礁が広がっている。美しい景観や豊かな自然環境は、石垣島のくらしや文化とも深く関わっている。それらの特徴を次の4つに分けて説明する。

サンゴ礁の海の青さと陸地の緑が織りなす亜熱帯景観

石垣島は広大なサンゴ礁に囲まれており、特に平久保半島から白保にかけての東側の リーフが発達している。サンゴ礁に含まれるサンゴや貝などの生き物のかけらが海岸に たまり、真っ白な砂浜を作り出している。海上から海を眺めると、浅海域の海底にたま った白い砂に反射してエメラルドグリーンに輝き、陸域の森林や牧草地の緑とのコント ラストが美しい。

特に、平久保半島東側斜面の放牧地は、シバ草原の中にソテツが点在し、背後の山地部と前面に広がるリーフとが一体となった独特の眺めとなっており、石垣島の景観を特徴付けている。

森、干潟、海の豊かな自然環境

石垣島は県下最高峰の於茂登岳を有し、周辺には自然性の高い亜熱帯照葉樹林が広がっている。国の特別天然記念物であるカンムリワシ、国の天然記念物であるセマルハコガメ、キシノウエトカゲ、県の天然記念物であるアサヒナキマダラセセリ等の八重山地域に固有の希少動植物も多く生息・生育している。特に、国内希少野生動植物種に指定されているイシガキニイニイは石垣島の一部にしか生息しておらず絶滅のおそれが極めて高いとされている。また、名蔵アンパルや吹通川の河口部に広がる湿地にはマングローブ林が発達し、様々な種類の魚介類が生息しており、それらをエサとする渡り鳥も多く集まる。

石西礁湖を含む石垣島周辺海域では、日本最多の360種以上の造礁サンゴ類が確認され、世界屈指の多様性を誇っている。中でも白保のアオサンゴ群落は北半球最大と言われており学術的な価値も高い。

周遊観光、リゾート型滞在、エコツーリズムなど多様な利用が展開

石垣島は、航空便の便数が多く、比較的アクセスのよい離島である。八重山諸島の玄関口となっており、飛行機で石垣島に来島した利用者は、ここから西表島などの離島へ向かう。石垣島への観光目的での来島者は約78万人(平成19年)で、近年増加傾向にある。さらに、新空港の建設(平成24年供用開始予定)により更なる増加も見込まれている。

国立公園内における観光の形態としては、レンタカーを利用して海岸沿いの景勝地やビーチを巡る周遊観光型利用が多く、特に川平湾や白保海岸のグラスボートは人気が高い。また、国立公園の周辺にはリゾート滞在が可能なホテルもあり、ゆったりと石垣島の自然を楽しむ利用者も多い。近年は、カヌーやスノーケリングなどの自然体験型のツアーも盛んである。

信仰・民話・習慣などの地域との結びつき

石垣島では、自然環境と信仰・民話・習慣などが深く結びついている。例えば、於茂登岳は古くから霊山とされ、地元振興の中心的存在である。於茂登の神は「ウムトゥテラシィ」で、この神への通し願いが島内の多くの御嶽で行われ、その中でも名蔵村の御嶽は於茂登岳の神の拝礼所とされている。また、野底岳には強制労働のため恋仲から離

ればなれにされた女性「マーペー」の悲哀の民話が言い伝えられ、地元の民話の代表的なものとなっている。その他、名蔵アンパルには干潟の生き物と生活習慣を結びつけた 民謡が伝わる

2.基本方針

(1)目指すべき姿

西表石垣国立公園(石垣地域)が、次のような国立公園となることを目指し、(2)の基本方針に基づき、適切な管理を推進していく。

亜熱帯特有の多様な野生生物が生息・生育する自然環境が適切に保全され、その自然 とふれあえる機会や場所がある

住民を含む訪れる人々が、サンゴ礁を中心とした美しい景観を手軽に楽しむことがで きる

(2)管理の基本方針

陸と海とが一体となった自然景観の保全

石垣地域の自然景観の特徴は、イタジイ、イスノキに象徴される亜熱帯照葉樹林又はシバ草原の中にソテツが点在する牧野とサンゴ礁の発達したエメラルドグリーンの海が一体となったコントラストの美しさにあり、主要な展望地からの眺望を保全するため、眺望対象となる地域における適切な植生管理、景観保全に努める。また、人の手が加わることにより維持される牧野景観の保全・管理も重要である。

自然環境の保全

石垣地域には、照葉樹林、マングローブ、干潟、サンゴ礁などの亜熱帯を象徴する自然 環境や琉球弧の地史を表す地形・地質が見られ、また、希少種や固有種が生息・生育する ことも魅力であり、それらの保全を図る。島嶼生態系は外来生物に対して脆弱であること から、それらの駆除や拡散防止に努める。

モニタリング等により科学的なデータの収集に努め、そのデータに基づいた順応的な管理を行う。地域で保全活動をしている個人や団体等との協力関係を構築し、情報の共有を図ることが重要である。

適正な利用の推進

近年、石垣島の観光者数は増加傾向にあり、展望地等からの自然景観の眺望だけでなく、 トレッキングやダイビング等自然とのふれあいを通じた楽しみ方が盛んに行われており、 それら自然資源の持続可能的な活用を図るため、情報提供等により適切な利用を推進して いく。

・ 展望地・利用地へのアクセス等地域情報に加え、適正な利用に関する情報の発信を推進する。

- ・ 関係機関等と協力し、自然環境に負荷を与えないように配慮しながら、自然を体験 し、地域の伝統文化に親しむエコツーリズムの推進に努める。
- ・ 主要な展望地及び利用地周辺においては、利用圧により自然が損なわれないよう、 必要に応じた施設整備や維持管理を行い、適正な利用を推進する。

地域における積極的な管理体制の確立

地域の人々が、地域の自然環境及びそれを背景として形成され伝承してきた伝統・文化について、それらを誇りとし、大切にしていく心を育み、自らの子孫に伝え渡していくための地域づくりに寄与するよう努めるとともに、その取組を通じて国立公園の管理体制の充実を図る。

- ・ 地元の自然を象徴する国立公園の目指すべき姿や管理の基本方針等について、情報 交換する場を設け、地域住民との共通理解を得られるよう努める。
- ・ 地域住民の信仰の拠り所や伝統文化の観点から重要となっている場所においては、 改変行為を極力抑制し、必要に応じて、関係機関と連携して再生していく。
- ・ 公民館や学校等の関係機関等と連携し、地域住民が地元の自然の大切さを実感できる機会を提供する等により、積極的に自然環境保全に参加する地域づくりを図る。
- ・ 国立公園内での農林漁業等については、自然環境に配慮するよう協力を求める。

3.保全及び利用に関する事項

保全及び利用に関する事項は、国立公園に指定されている地域を景観の特性等により4つのタイプに分けて記載し、全域に共通の事項についても別途記載する。景観タイプは重複することもあり、重複する場合は両方の保全・利用方針を参照する。各場所の景観タイプ及び主要な展望地は表 3-1 及び図 3-1 のとおり。

(1)海岸景観タイプ

ア、保全に関する事項

- ・ 陸と海を一体として扱い、総合的な景観の保全を図る。
- ・ 眺望対象となる地域の景観を改変するような工作物の新築や土地の形状変更等の 行為を抑制する。
- ・ <u>関係機関と連携し、</u>陸域における行為による周辺海域への汚水、濁水、赤土等の流 出防止を図る。に努める。
- ・ 景観を維持する上で人為的な管理を要する景観 (特に、牧野景観)の保全については、地域 (公民館、学校等)と連携し適正な保全・管理を図る。
- ・ 環境配慮技術に関する情報交換等により農業者が自然景観の保全に理解を深め、それらの技術を利用するなど、実践してもらうよう働きかける。

イ.利用に関する事項

・ 関係機関と連携し、必要に応じ、周遊観光型利用のニーズに合わせた快適な利用施設を整備するとともに、適切な維持管理を推進する。

(2) 亜熱帯照葉樹林タイプ

ア.保全に関する事項

- ・ 特定植物群落や希少野生動植物種の生息・生育地等自然環境保全上重要な地域については、厳正に保護する。
- ・ 主要な展望地から眺望される山稜線を分断させる改変行為については回避させる。
- ・ 工作物の色彩については、褐色、黒、濃緑色、赤褐色等亜熱帯照葉樹林と色彩が調 和するものとする。
- ・ オオヒキガエル、シロアゴガエル、グリーンイグアナ等外来生物による在来の野生生物や自然環境への影響が懸念される場合、それらの<u>防除駆除</u>及び拡散防止に関する措置を講じる。

イ.利用に関する事項

- ・ 自然環境にできるだけ負荷を与えない、また、山岳信仰等地域の伝統文化を損なわない利用を推進する。
- ・ 関係機関と連携し、登山道、木道等、適切な利用のための施設の整備及び管理について検討する。
- ・ 学術研究の場としても重要であることから、研究目的の調査等には<u>が適正に実施されるよう</u>配慮するとともに、研究成果について共有するよう努める。
- ・ 体験型の利用を促進し、環境教育の場としてもの活用していく。

(3)干潟・マングロープ林タイプ

ア.保全に関する事項

- ・ マングローブ林とそこに生息する多様な生き物や干潟とそこに集まる野鳥などを 一体的に保全する。
- ・ マングローブ林の遷移は、自然にまかせることを基本とし、特に必要のない場合は 植樹等を行わない。

イ.利用に関する事項

- ・ 自然に負荷を与えない利用を推進する。
- カヌーや干潟観察などゆっくりと自然を楽しむ体験型の利用を推進する。

(4)海中景観タイプ

ア.保全に関する事項

- サンゴの損傷を回避させる等によりサンゴ礁生態系の保全を推進する。
- ・ 密接する陸域における改変行為、汚水排出等による影響を回避するよう配慮する。
- サンゴや熱帯魚等の密漁を防止するための普及啓発を行う。
- ・ 海中環境の現状把握のために漁業者、ダイビング業者と情報交換を行い、連携を図る。
- ・ 石西礁湖自然再生の取組と連携し、石垣島周辺のサンゴ礁再生に努める。

イ.利用に関する事項

・ サンゴなどの海の生き物に負荷をあたえないスノーケル、ダイビング等の方法の普

及に努める。

- ・ サンゴ礁をテーマとした環境教育の場として利用を推進する。
- ・ 海水浴利用等の安全対策について普及啓発を行う。

表 3-1 場所ごとの保全対象、利用方法及び景観タイプ 表中の(1)~(4)は上記と対応

1X 3-1			I	十亜か足は地				
番号	場所	保全対象	利用方法	主要な展望地	(1)	(2)	(3)	(4)
1	屋良部半島	・浸食岩崖	・観光(自然探勝)	・御神崎園地				
	海岸	・風衝草地		・屋良部崎				
		・カンムリワシ繁殖地		・大崎海岸				
2	川平湾~米	・石灰岩砂浜	・信仰(御嶽)	・川平園地				
	原	・御嶽海岸林	・グラスボート	・吉原展望地				
			・海水浴	・ピゲカゲ浜				
				・米原海岸				
3	平久保崎・大	・リーフ景観	・牧畜業	・平久保崎				
	地離	・アジサシ類繁殖地						
		・牧野景観						
4	平久保半島	・牧野景観	・牧畜業	・明石園地				
	~ 伊原間半	・ヤエヤマシタン自生	・パラグライダー	・市道平久保半島東線				
	島東海岸	地		(平久保)				
		・トムル層		・明石海浜				
		・ウミガメ産卵地		・市道平久保半島東線				
				(伊原間)				
				・伊原間海浜				
				・玉取崎園地				
5	白保	・ウミガメ産卵地	・グラスボート	・白保海浜				
			・海水浴					
6	屋良部岳	・常緑広葉樹林	・観光 (自然探勝)	・御神崎園地				
		・カンムリワシ繁殖地	・学術(地質)	・屋良部崎				
		・トムル層		・大崎 <u>海岸</u>				
7	前嵩	・常緑広葉樹林	・観光(自然探勝)	・底地園地				
				・川平園地				
				・吉原展望地				
'	·	1	1	L		'	L	

番号	場所	保全対象	利用方法	主要な展望地	(1)	(2)	(3)	(4)
8	ぶざま岳~	・亜熱帯極相林	・信仰・民話(ウ	・名蔵大橋				
	於茂登岳~	・常緑広葉樹林	ムトゥテラシ	・ぶざま岳				
	桴海於茂登	・ヤエヤマヤシ群落	ィ、マーペー)	・川平園地				
	岳~ホウラ	・カンヒザクラ自生地	・レクリエーショ	・米原海岸				
	岳~野底岳	・カンムリワシ繁殖地	ン (登山)	・於茂登岳				
	~ 金武岳	・イシガキニイニイ生	・学術(希少生物)	・於茂登展望地				
		息地		・於茂登橋				
		・渓流景観		・浦底橋				
		・巨岩屹立		・吹通川河口				
				・野底展望地				
				・野底岳				
				・玉取崎園地				
9	大マンゲ	・隆起地層	・信仰・民話					
	ー・小マンゲ		・学術 (地質)					
	_							
10	名蔵アンパ	・マングローブ林	・観光(自然探勝)	・名蔵大橋				
	ル	・重要湿地	・レクリエーショ	・ぶざま岳				
		・カンムリワシ繁殖地	ン(野鳥観察、					
			カヌー、潮干狩)					
			・教育(民謡、環					
			境教育)					
11	吹通川河口	・マングローブ林	・観光(自然探勝)	・吹通川河口				
		・重要湿地	・レクリエーショ	・野底岳				
		・カンムリワシ繁殖地	ン(野鳥観察、					
			カヌー、潮干狩)					
			・教育(環境教育)				 .	
12	川平石崎	・高被度多種サンゴ群	・レクリエーショ					
		集	ン(ダイビング)					
		・海水透明度						
		・多種なサンゴ礁魚類						
13	米原	・高被度多種サンゴ群	・レクリエーショ					
		集	ン(ダイビング、					
		・海水透明度	スノーケル)					
		・多種なサンゴ礁魚類	・教育(環境教育)			<u> </u> 	 	
14	平久保	・高被度多種サンゴ群	・レクリエーショ					
		集	ン(ダイビング、					
		・海水透明度	スノーケル)					
		・多種なサンゴ礁魚類]		L]	L	<u> </u>

番号	場所	保全対象	利用方法	主要な展望地	(1)	(2)	(3)	(4)
15	白保	・アオサンゴ大群落	・漁業					
			・観光(グラスボ					
			- F)					
			・レクリエーショ					
			ン(スノーケル)					
			・学術(生態)					
			・教育(環境教育)					

(5)共通項目

ア.野生生物の保護管理について

- ・ カンムリワシ繁殖地を中心とした行動圏内(半径 1km 程度)において改変行為等を行う場合には、繁殖等の行動を妨げないよう、専門家から意見を聴取した上で、 保全措置を講じるものとする。
- ・ 希少あるいはその地域を特徴付ける植物 (ミミモチシダなど)については、関係機関等と連携し、生育情報を収集しつつ、生息地における改変行為等を抑制する。
- ・ オオヒキガエル、シロアゴガエル等外来生物については、関係機関等が適切な対策 を講じられるよう確認情報等を収集していく。
- ・ 生態系に悪影響を及ぼすおそれの多い移入植物(緑化植物、牧草等)については、極力導入しないよう促していくとともに、導入する必要がある場合は当該行為地より外に拡散しないよう適切な管理を行うよう指導していく。

イ.地域との連携について

- ・ 景観法に基づく「石垣市風景づくり条例」の枠組みや「石垣市風景計画」の景観 基準と整合性を図り、地域と連携した景観保全を推進する。
- ・ 改変行為等については、地域住民の合意形成を得て、当該地域づくりに貢献できるものとなるよう促していく。



4. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(1)許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成 17年 10月 3日付環自国発第 051003001 号自然環境局長通知)(以下「許可、届出等取扱要領」という。)第 6 に規定するとおり、以下の二つによるほか、「3.保全及び利用に関する事項」及び下記の取扱方針による。

自然公園法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 41 号)第 11 条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)

自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運営方針について(平成 15 年 4 月 1 日付環自国第 133 号自然環境局長通知)(以下、「細部解釈等」という。)

なお、普通地域に関して、要届出行為の取扱方針及び措置命令の処理基準については、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について(平成13年5月28日付環自国第212号自然環境局長通知)」(以下、「普通地域内処理基準」という。)によるほか、「許可、届出等取扱要領」第24の1にある「風景を保護するために必要があると認める場合」について下記の取扱方針に定める。

石垣市では、平成19年4月に、景観法に基づく石垣市風景計画(以下、風景計画という。)を策定している。風景計画の範囲は石垣島全域を対象としており、西表石垣国立公園石垣地域の範囲と重なる。風景計画では景観形成基準として工作物の新築等の開発行為に対する詳細な基準を定めている。風景計画で保全・創出の対象とする良好な風景は、自然公園法が保護の対象とする優れた自然の風景地とも概ね重なるものである。風景計画の策定にあたっては、「石垣島の景観を考える市民会議」や「石垣市景観形成審議会」等の検討組織において市民や専門家からの意見を聞き十分な検討を行っている。そのため、管理計画の許可、届出等取扱方針を定めるにあたってはにおいては、上記の景観形成基準との整合を図っている。るよう努める。

風景計画においては、石垣島全域について豊かな自然の残る地域を「自然風景域」、田園や集落等の文化的景観の見られる地域を「農村風景域」、市街地周辺を「市街地景観域」と3つの基本風景域に区分類し、さらにそれらの基本風景域を異なる風景上の特性に応じて18の風景地区に区分しているためおり、本取扱方針においても同区分類を踏襲する。なお、景観形成基準に変更があった場合は、以下の取扱方針のうち景観形成基準に合わせた内容となっているものは、原則として変更後の景観形成基準に合わせて取り扱うものとする。

また、景観法では景観計画に自然公園法の許可基準を定めることができる旨の規定がある (景観法第8条及び第60条)。現在の風景計画に書かれている景観形成基準は、環境省との 協議を経ていないため自然公園法の許可基準として認められていないが、今後、協議を経て 風景計画に自然公園法の基準が明記されるように石垣市と調整を図っていく。

行為の種類	取 扱 方 針
工作物の新築、	基本方針
改築、増築	自然風景を損なわずに周囲の景観に溶け込むように、立地、形態、色
	彩等に配慮し、できるだけ島産材及び自然素材を使用する。また、生態
	系に配慮し、可能な限り自然環境の改変を少なくするよう努める。建築
	物、その他の工作物については風景計画の景観形成基準に合わせて取扱
	方針を定める。また、都市計画法第4条第12項において定義される「開
	発行為」を伴う場合においては、景観形成基準に適合するよう配慮する。
(1)建築物	景観形成基準に合わせて以下のとおりとする。
	高さ
	<u>・</u> 自然風景域では原則 <mark>として→</mark> 7m 以下
	かつ、周辺の自然風景と調和するように工夫された場合 1 はその限りで
	はない。
1	
	屋根
	ア 山並や稜線の輪郭と調和するように、屋根形状は可能な限り勾配
	屋根にする。
	イ 伝統的なまちなみ、歴史文化や風土と調和した風景を創出するた
	め、屋根は可能な限り勾配寄棟造りとし、その場合の勾配は4~5寸
	<u>(約 22~26 度)</u> 程度を目安とする。
1	ウ 全面的な赤瓦勾配屋根の採用が困難な場合であっても部分的に用
	いるなど、積極的に意匠として採用するよう心がける。
	エ 勾配屋根にする場合は、可能な限り沖縄赤瓦葺きを採用し、固定
	方法も漆喰を使用するなど伝統的風景の創出に心がける。
	オ 陸屋根にする場合であっても、周辺の状況との調和を第一とする。
	外壁
	ア 可能な限り木材や石材などの自然素材を用いる。やむを得ずブロ
	ック造りとする場合は、むき出しとせず漆喰やモルタル、或いは、
	塗装などにより景観に配慮する。コンクリート打ち放しの場合であ
	っても、屋根その他の形態意匠が周囲と調和し、かつ周囲の緑化や
	修景と一体となって良好な佇まいを出すようにする。
	イ 原色を避け、白色、ベージュ系、クリーム系、アイボリー系を基
	調とし、背景の自然風景と調和するか溶け込むようにする。 2
	ウ 彩度を2以下とし、背景に対して違和感が生じないような中間の
	明度を採用する。

行為の種類	取 扱 方 針
	付属施設
	ア 高さは、主屋の軒の高さ以下とする。
	イ 意匠は、主屋と一体性ならびに統一感のあるものとする。
	ウ 道路側は境界線ぎりぎりに付属施設を設けず、1.5m以上(農村風
	景域の集落地区においては 0.5m 以上) 後退し、後退した空間には植
	<u>栽や芝張りをほどこして、風景づくりのための空間とする。</u>
	工 開放された空間の植栽には、地元で親しまれている植物を用いる
	などして、石垣らしさの創出に配慮する。
	外構
	水価
	の創出や、琉球石灰岩の石積みなど歴史文化や風土と調和した材料
	の周田で、琉球石灰石の石積がなと歴史文化で風工と調和した材料 を用いることによる石垣らしさの創出などに配慮する。
	イ 前面道路側に柵等を設ける場合は道路境界線から 1.5m 以上(農村
	風景域の集落地区においては 0.5m 以上)後退し、開放された公共性
	のある空間として、見られることを意識した風景づくりのための空
	間として活用する。
	ウ プロック塀、コンクリート塀または金網など、自然素材以外の無
	機質な感じのする材料を使用する場合は、漆喰や塗装、または、壁
	面緑化などにより修景をすることとする。
	エープロック塀や石垣を設ける際は、近隣の人々が散歩や散策中に腰
	掛けることができる程度の高さ(目安としてブロック3段(60cm~
	70cm) 程度) にして自然のベンチをこしらえるように工夫する。ま
	た、そうでない場合でも高さは 1.5m を超えないようにする。
	オ 敷地内の建築物以外の部分には、植栽や芝張り、花壇や菜園など
	のガーデニング、その他修景された空間(以下、「有効空間」という)
	を設けることとし、安らぎとうるおいの感じられる風景づくりを心
	がける。
	カ 緑豊かな町並みの創造に寄与するため、有効空間の割合は 50%以
	上(農村風景域の集落地区においては40%以上)になるようにする。
	7.3 GG ÷ 1. /#
	建築設備
	ア 空調、配電等に必要な設備は、道路や海岸その他の公共空間から 見えない場所に配置する。
	<u>見んない場所に配置する。</u> イ 上記が困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たな
	1 工能が四難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して自立にないような工夫をする。
	ウ 設備の色は外壁の色と同一色か同系色、或いは調和色を用い、彩
	<u>り 設備の巴は外壁の巴と向一巴が向系巴、或には調和巴を用い、彩</u> 度や明度も同程度にするなどして違和感が生じないようにする。
	及で的反の凹性反にするなこのでは出窓が土のないようにする。

行為の種類	取 扱 方 針
	水槽
	<u>貯水槽は高架にしない。</u>
	建築物の壁面の位置
	ア 屋敷に対する主たる前面道路側は、道路と壁面までの間に有効空
	間を確保するため、5m以上(農村風景域の集落地区においては3m
	以上)の後退距離を設ける。
	イ 建築物は隣接境界ぎりぎりに配置せず、隣接地側(主たる前面道
	<u>路以外の道路に面する側を含む)には、有効空間が確保できるよう</u>
	2m 以上(農村風景域の集落地区においては 1.5m 以上)の後退距離
	<u>を設ける。</u>
	ウ ただし、土地の有効活用や風土に根ざした家づくりへの配慮など
	の理由から上記後退距離を一律で確保することが困難な場合 3は、
	道路等の公共空間から容易に眺めることのできる場所において可能
	な限り後退距離を設けることとする。
	¹ 周りの防風林の高さを超えない等 <mark>、</mark> 景観を損なわないと認められる場
	合 はこの限りではない。
	2亜熱帯照葉樹林タイプなど、自然のままの風景を維持すべき地域につ
	いては、焦茶等目立たない色にするよう指導する。
	<u>3土地の形状や面積の現況から判断してやむを得ない場合や、北側に主</u>
	たる前面道路がある敷地において地域の特性に応じた建物の配置をする
	<u>必要がある場合など。</u>
	【石垣市風景計画 (P.89 ~ 96)】
(2)道路	基本的な配慮事項
	安全性に配慮した上で地形の改変が少ない線形とし、法面や構造物(ト
	ンネルを除く)が極力発生しないように計画する。曲線半径や道路勾配
	等は、極力現地地形に順応するように設計されたものとし、工事による
	造成を最小限に抑え、主要利用地からの景観保全に留意する。また、支
	障木の伐採を極力少なくして自然環境の保全に配慮する。
	法面・擁壁
	線形を地形に順応させる等により法面の面積、高さ等を最小限とする。
	法面が生じる場合、赤土流出対策として早期に緑化を行う。
	長大法面の出現回避や地形の改変量の低減を図るため、効果が期待で
	きる場合には擁壁等を採用する。擁壁については、原則として自然石積、
	自然石を模したブロック積、その他風致景観に配慮した工法を用いる。
	やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合は、原則として表面は自然石

行為の種類	取 扱 方 針
	又は自然石を模した表面仕上げをする。
	モルタル吹き付けは原則として行わない <mark>。こととし、</mark> 硬岩が露出し通
	行の安全を確保する上で他に適切な方法がないと認められる場合に限
	り、施工するものとする。
	落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色または焦げ
	茶色等の地肌色を勘案した目立たない色彩とする。
	緑化
	法面等の緑化は <u>(3)その他(緑化に関する指針)を参照。</u>
	、生態系等に配慮して、原則として以下の王法を用いる。
	ア 種子を用いない工法
	自生種が侵入しやすい環境を整え、周囲からの自然散布により植生を
	復元させる工法
	イ 表土を活用する工法
	直接改変域で発生する埋土種子等の含まれている表土を存置し、緑化
	に用いる王法
	ウ 自生種の播種・移植による工法
	施工箇所周辺で調達した種子の播種、直接改変域に係る樹木の移植等
	により緑化する工法
	<u>播種には原則として石垣島に自生する植物と同種の植物を用い、可</u>
	能な限り地元産の種子等を用いるよう努める。石垣島に生育する植物の
	うち、緑化に適すると考えられるものを表 4-1 に記載する。
	交通安全柵
	ガードレール等の付帯施設は交通安全上不可欠な箇所のみに設置す
	る。設置する場合、景観に配慮して茶系統に着彩したガードレールもし
	くはガードケーブル(亜鉛メッキ)を用いるものとする。
	側溝
	両生類、は虫類等の小動物に配慮して、側溝に落ちても容易に這い出
	せる構造にする。
	廃道及び工事跡地
	道路改良等により廃道敷や工事跡地が生ずる場合、可能な限り修景緑
	化を行うよう指導する。
	残土処理
	原則として公園区域外に搬出し、適切に処理する。ただし、公園区域
	内における他の工事に緑化用客土として利用できる場合には、流用を <mark>可</mark>

行為の種類	取 扱 方 針
	<u>能とする。</u> 検討する。
(3)その他の	景観形成基準に合わせて以下のとおりとする。 <u>ただし、マンセル表色系</u>
工作物	で示されている色目については参考値とする。
	共通する基準
	・自然風景域の場合は、背景の状況(森、川、海、空など)に対して、
	適切な色彩を選択する。
	・彩度は2以下とする
	垣・柵・塀
	アーできるだけ自然素材(木・石など)を使用し、周辺の自然風景や
	自然環境と調和するよう配慮する。
	イ ブロック塀やコンクリート塀を設ける場合は、高さや幅などが長 大になると無機質で殺風景となるので、できるだけ小規模とし、漆
	へになると無機員で級風景となるので、
	す。
	, ·
	擁壁
	ア 連続して設ける擁壁の幅は 5m以下を目安とする。
	<u>イ 琉球石灰岩による石積みやレンガ積みなどの自然素材をできるだ</u>
	<u>け使用する。</u>
	ウ 自然素材によらず、ブロックやコンクリート擁壁とする場合には、
	<u>石貼りや漆喰、モルタル等により自然の風合いがでるような化粧を</u>
	<u>施す。</u>
1	
	防球ネット等その他これに類するもの
	アー高さを、当該工作物を設置する地域における建築物の高さに関す
	<u>る景観形成基準もしくは周辺に立ち並ぶ建築物の平均的な高さと同</u> 等かそれ以下とする。
	<u> 寺がでれぬ下こする。</u>
	煙突
	ア 高さを、当該工作物を設置する地域における建築物の高さに関す
	る景観形成基準もしくは周辺に立ち並ぶ建築物の平均的な高さと同
	等かそれ以下とする。
	<u>イ 道路や公共空間から煙突が突出して目立たないように、背景に森</u>
	<u>や緑地がくるように配置を工夫する。</u>
	パラボラアンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他送
	<u>電又は通信に類するもの</u> 鉄柱等

行為の種類	取 扱 方 針
	ア 当該工作物の高さを 13m 以下とする。ただし、当該工作物を建設
	する敷地の位置が、公衆が容易に通行し立ち寄る場所以外で、良好
	な風景の保全上支障がないと判断できる場合はこの限りではない。
	イ 道路からできるだけ離れた位置で、かつ樹木や緑地に紛れて目立
	たないような場所に設けることとするが、物理上困難な場合は、高
	<u>さや間隔を揃え、秩序よく整列するように配慮する。</u>
	ウ 柱はすっきりと見えるような形状とする。
	記念塔、電波塔 <u>、物見塔そのたこれらに類するもの</u> 等
	ア 当該工作物の高さを 13m 以下(物見塔の場合は 5m 以下)とする。
	ただし、当該工作物を建設する敷地の位置が、公衆が容易に通行し
	立ち寄る場所以外で、良好な風景の保全上支障がないと判断できる
	場合はこの限りではない。
	イ 道路、海岸、公園、広場、集落等から可能な限り離れた位置に設
	<u>置する。</u>
	ウ 樹木や緑地の陰、山腹や山の上など、公衆が通行し立ち寄る場所
	から容易に望見されないような位置を選択する。
	工 景勝地や景勝地周辺に物見塔を建設する場合は、周辺に同等の高
	さの樹木を植栽し、工作物だけが突出して目立たないようにする。
	オ 無機質で殺風景なイメージの鉄製の材料はできるだけ使用しな
	い。やむを得ず使用する場合は、周辺の状況や風景と調和、あるい
	は同調し目立たなくなるような表面の仕上げ(塗装や緑化など)を
	<u>施す。</u>
	カ デザイン、色彩とも画一的な規格品をそのまま使用するのではな
	く、建設場所の風景に合わせたものを選ぶようにする。
	キ すっきりとした形状とする。
	彫像 <mark>その他これに類するもの</mark> 等
	ア 周辺の風景の状況を観察し、調和し違和感が生じないような配置、
	高さ及び意匠(特に色彩)とする。
	<u>イ 彫像を載せる台座はコンクリートのむき出しなどを避け、地元産</u>
	<u>の石材を使用するなどの配慮をする。</u>
	ウ 台座の色彩は原色を使用しない。
	高架水槽(住宅の付属施設として設置するものを除く)
	ア 設置箇所のある地区の建築物の高さ基準に準じる。
	<u>イ 派手、過度な装飾、ごてごてした構造とせず、すっきりと簡素な</u>
	形状とする。
	<u>ウ 石積み、レンガ積みなどの自然素材を使用するようにする。やむ</u>

行為の種類	取扱方針
	を得ず使用できない場合は、表面に漆喰やモルタルなどで仕上げを
	施し、自然石や砂のような風合いがでるような工夫をする。
	エ 色目をマンセル表色系の 10YR ~ 2.5R の中から選択する。
<u>'</u>	
	汚水、廃水又は廃棄物を処理する施設その他これらに類する処理施設
	廃棄物等処理施設
	ア 当該工作物の高さを 10m 以下とする。ただし、当該工作物を建設
	する敷地の位置が公衆が容易に通行し立ち寄る場所以外で、良好な
	風景の保全上支障がないと判断できる場合はこの限りではない。
	<u>イ 色目をマンセル表色系の 10YR ~ 2.5R の中から選択する。</u>
	ウ 道路、公園、海岸、その他公衆が通行し立ち寄ることのできる場
	所から容易に望見できない位置に設置する。物理的に困難な場合は、
	樹木や植栽等により高さのすべてと見付け部分の半分以上を遮蔽す
	<u>るようにする。</u>
	アスファルトプラント <u>、コンクリートプラント、クラッシャープラン</u>
	<u>トその他これらに類する</u> 等製造施設
	ア 色目をマンセル表色系の 10YR~2.5R の中から選択する。
	イ 道路、公園、海岸、その他公衆が通行し立ち寄ることのできる場
	所から容易に望見できない位置に設置する。物理的に困難な場合は
	樹木や植栽等により高さのすべてと見付け部分の半分以上を遮蔽す
	<u>るようする。</u>
	石油 <u>ガス、LPG、穀物、飼料</u> 等 <u>の</u> 貯蔵施設 <u>その他これらに類する施</u>
	<u>設</u>
	ア 当該工作物の高さを 13m 以下とする。ただし、当該工作物を建設
	する敷地の位置が、公衆が容易に通行し立ち寄る場所以外で、良好
	な風景の保全上支障がないと判断できる場合はこの限りではない。
	イ 色目をマンセル表色系の 10YR ~ 2.5R の中から選択する。 ウ 道路、公園、海岸、その他公衆が通行し立ち寄ることのできる場
	所から容易に望見できない位置に設置する。物理的に困難な場合は
	樹木や植栽等により高さのすべてと見付け部分の半分以上を遮蔽するとことである。
1	<u>るようにする。</u>
ıl	太陽光発電パネルその他これに類するもの等
	ア 設置箇所のある地区の建築物の高さ基準に準ずる。
	イ 周辺の状況や背景と調和し、違和感が生じないようにする。
	ウ 色目をマンセル表色系の 10YR~2.5R の中から選択する。
"	

行為の種類	取 扱 方 針
	風力発電施設
	ア 設置箇所のある地区の建築物の高さ基準に準ずる。
	イ 周辺の状況や背景と調和し、違和感が生じないようにする。
	<u>ウ 色目をマンセル表色系の 10YR ~ 2.5R の中から選択する。</u>
	自動車駐車施設
	ア 当該工作物の高さを 5m 以下とする。
	イ コンクリート造の場井伊は、表面に漆喰、モルタル塗りや石貼り
	<u>塔の仕上げを施し、自然の風合いがでるような工夫をする。</u>
	ウ 鉄骨造などの鉄製の場合は、周辺の状況や風景と調和、あるいは
	同調し目立たなくなるような表面の仕上げ (塗装や緑化など)を施
	<u>र्च.</u>
	工 色目をマンセル表色系の 10YR ~ 2.5R の中から選択する。
	オ 道路、公園、海岸、その他公衆が通行し立ち寄ることのできる場
	所から容易に望見できない位置に設置する。物理的に困難な場合は
	樹木や植栽等により高さのすべてと見付け部分の半分以上を遮蔽す
	<u>るようする。</u>
,	
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(そ
	の支持物を含む)電線路等
	ア 道路からできるだけ離れた位置で、かつ樹木や緑地に紛れて目立
	たないような場所に設けることとする。物理的に困難な場合は高される。
	<u>や間隔を揃え、秩序よく整列するように配慮する。</u>
	自動販売機
	アニ赤、青などの原色や彩度の強い目立つものを避け、建築物の色彩
	に関する基準を準用しつつ、周辺の状況や背景となる風景の中にあ
	って突出、又は違和感を生じないようなものとする。また、主要な
	道路や集落内の道路から容易に望見できる位置に設置する場合は、
	道路境界線から 0.5m 以上後退する。
	イ 自然風景域及び農村風景域では、できるだけ光量を抑え、夜間の
	良好な環境に配慮する。
	【石垣市風景計画 (P.103 ~ 105)】
木竹の伐採	国有林及び民有林の施業については、「自然公園内における森林の施業
	について」(昭和 34 年 11 月 9 日国発第 643 号) 及び「自然公園内におけ
	る森林の施業について(国有林の取扱い)」(昭和48年8月15日環自企
	第 516 号)を基本とする。
	また、土地の形状変更、土石の採取等の開発行為の関連行為として樹

行為の種類	取 扱 方 針				
	木を伐採しなければならない場合、景観形成基準に合わせ、伐採を最小				
	 限に留め、特に、 <mark>表 4-1 以下</mark> に掲げる樹種のうち「推定樹齢が 20 年以上				
'	のもの 」又は 「高さが 5m 以上のもの 」は原則として伐採しないものとす				
	る。やむを得ず伐採する場合は、同等の樹木を他の場所へ植え替えして、				
	ミチゲーション(代償措置)を行うことする。				
	・アカテツ・イヌマキ				
	・ウメ・オオバアコウ				
	・オオバユーカリ・カンヒザクラ				
	・ガジュマル・ギランイヌビワ				
	・クワノハエノキ ・ゴバンノアシ				
	<u>・</u> サキシマスオウノキ ・サキシマハマボウ				
	<u>・シマグワ ・センダン</u>				
	<u>・タブノキ ・テリハボク</u>				
	・デイゴ・ハスノハギリ				
	<u>・ハマザクロ ・ヒルギ</u>				
	<u>・フクギ ・マルバチシャノキ</u>				
	<u>・モモタマナ</u> ・ヤエヤマコクタン				
	<u>・ヤエヤマシタン</u> ・ヤエヤマヤシ				
	<u>・リュウキュウマツ など</u>				
	【石垣市風景計画 (P.87,110)】				
鉱物の掘削、土	景観形成基準に合わせ、行為地の状況が道路やその他の公共的な場所				
石の採取	から容易に望見できないよう、適切な方法により遮蔽されていること。				
	【石垣市風景計画 (P.110)】				
広告物の設置	【基本方針】				
等	国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、関係機関と協力して				
	広告物が乱立しないよう努める。許可に当たっては、意匠、色彩等が周				
	辺の風致と調和するよう、次のとおり取り扱うものとする。				
	設置場所				
	主要展望方向には設置しないものとし、かつ風致上の支障のない箇所				
	を選定する。				
	規模、材料、色彩等				
	Mix、1977、ログサ 目的に応じた大きさとするが、極力抑えられた規模とする。				
	支柱及び表示板の材料は、極力、木材、石材等自然材料を用いること				
	とするが、案内標識、解説標識等表示面の汚損が想定される場合は、こ				
	の限りでない。				
	また、表示面に使用する色彩は、焦茶色や無彩色等極力周囲の環境と				

行為の種類	取 扱 方 針
	調和したものとする。
	設置した標識類が汚損した場合には、設置者の責任において修理・更
	新が迅速に行えるよう、設置者名・連絡先を明記する。
土地の開墾、土	新たに農地を開墾する場合には、沖縄県赤土等流出防止条例に基づき、
地の形状変更	マルチング及びグリーンベルトを施すなど、赤土等の流出が生じないよ
	う対策に努める。
	沖縄県赤土等流出防止条例(耕作の目的に供される土地の管理等)
	17条 耕作の目的に供される土地(以下「耕作地」という。)を管理
	する者は、当該土地から赤土等の流出が生じないように周辺部への
	畦(けい)畔等の設置、土壌の団粒化の促進等を行い、当該土地の管
	理に努めなければならない。
	耕作地の造成等に伴って、沈砂池、砂防ダム等が設置されている
	場合には、当該施設を管理する者は、当該施設が円滑に機能するよ
	うに管理に努めなければならない。
屋根、壁面等の	景観形成基準に合わせ、屋根は可能な限り沖縄赤瓦葺きを用いるよう
色彩の変更	指導する。壁面は原色を避け、白系、ベージュ系、クリーム系、アイボ
	リー系を基調とし、背景の自然風景と調和するか溶け込むようにする。
	亜熱帯照葉樹林タイプなど、自然のままの風景を維持すべき地域につい
	ては、焦茶等目立たない色にするよう指導する。
	【石垣市風景計画 (P.89 ~ 96)】
植物の採取又	申請書には、研究等の目的、採取・捕獲量、種類、既知見と申請に係
は損傷	る研究との関連、採取物の処分方法、研究成果の公表予定等行為内容に
落葉落枝の採	ついて具体的に記載することとする。
取	採取・捕獲量は、研究目的及び現状の生育・生息状況に応じて必要最
動物の捕獲又	小限とし、公園利用者の多い時期や多い地区での採取・捕獲をさけるこ
は損傷	ととする。
動物の卵の採	採取・捕獲者は、必ず許可証の写しを携帯し、許可を受けていること
取又は損傷	が分かるように腕章等を着用する。
	研究成果の共有のため、結果については、可能な限り学会、論文等で
	公開し、研究成果に対する情報提供を求められた場合には適切な対応を
1. T = 1 T 1 T	するよう指導する。
水面の埋立て	石垣地域は、サンゴ礁等、海域の景観や資源の重要性が高いことに鑑
	み、自然環境への影響が極力少なくなるよう配慮する。
	普通地域においては「普通地域内処理基準」に適合しているかどうか
	審査するとともに、自然公園法施行規則第 11 条第 21 項の許可基準に準
	じて取り扱うものとし、必要な場合には、措置命令を行うことも含めて
	検討する。

行為の種類	取 扱 方 針
	やむを得ず埋立を行う場合には、埋立面積を最小限に抑える。また、
	行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行うものと
	する。移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握するため、必要に
	応じて、事後のモニタリングをするとともに、その結果を石垣自然保護
	官事務所に報告するように指導する。
海面における	海面において防波堤等の工作物を設置する場合、行為地にサンゴ群体
工作物の新	がある場合は、行為地の付近もしくは施工後に設置した防波堤ブロック
築・改築・増築	等に移植する。またブロック等の表面を凸凹または粗面仕上げにするな
	どサンゴの活着がしやすい工夫を施す。移植したサンゴやブロック等へ
	のサンゴの活着状況を把握するため、必要に応じて、事後のモニタリン
	グをするとともに、その結果を石垣自然保護官事務所に報告するように
	指導する。
	普通地域において行われる行為であっても、可能な限り <mark>環境への</mark> 配慮
	を行うよう協力を求め、届出対象行為については、必要に応じて、措置
	命令を行うことを含めて検討する。
海底の形状を	やむを得ず海底の形状を変更する場合は、変更する面積を最小限に抑
変更すること	える。また、行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植
	を行うものとする。移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握する
	ため、必要に応じて、事後のモニタリングをするとともに、その結果を
	石垣自然保護官事務所に報告するように指導する。
	普通地域において行われる行為であっても、可能な限り配慮を行うよ
	う協力を求め、海中公園地区から 1km の範囲で行われる場合には、必要
	に応じて、措置命令を行うことを含めて検討する。
汚水又は廃水	極力、海中公園地区内に排出しないよう指導する。やむを得ず海中公園
を排水設備を	地区に排出する場合には、廃水等に高度処理を施し、可能な限り水質へ
設けて排出す	の影響がないように努めるよう指導する。
ること	

(2)公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領(平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号自然環境局長通知)」(以下「事業取扱要領」という。)によるほか、「3.保全及び利用に関する事項」及び下記の取扱方針による。

事業の種類	取 扱 方 針
道路(車道)	基本方針
	安全性に配慮した上で地形の改変が少ない線形とし、法面や構造物
	(トンネルを除く)が極力発生しないものとする。曲線半径や道路勾
	配等については、極力現地地形に順応するよう設計し、工事による造

事業の種類	取扱方針
	成を最小限に抑え、主要な展望地からの眺望に支障を与えないよう留
	意する。
	法面の処理方法
	線形を地形に順応させる等により法面の面積、高さ等を最小限とす
	る。法面が生じる場合、赤土流出対策として早期に緑化を行う。
	長大法面の出現回避や地形の改変量の低減を図るため、効果が期待
	できる場合には擁壁等を採用する。擁壁については、原則として自然
	石積、自然石を模したブロック積、その他風致景観に配慮した工法を
	用いる。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合は、原則として表
	面は自然石又は自然石を模した表面仕上げをする。
	モルタル吹き付けは原則として行わない <mark>。こととし、</mark> 硬岩が露出し
	通行の安全を確保する上で他に適切な方法がないと認められる場合に
	限り、施工するものとする。
	落石防止網を使用する場合、網の色彩は、光沢のない灰色または焦
	げ茶色等の地肌色を勘案した目立たない色彩とする。
1	緑化
	法面等の緑化は <u>(3)その他(緑化に関する指針)を参照。</u> 、地域の
	<u>生態系等に配慮し、原則として次の工法を用いることとする。</u>
	アー種子を用いない工法
	自生する種が侵入しやすい環境に整え、周囲からの自然散布により
	<u>植生を復元させる工法</u>
	イ 表土を活用する工法 カホケカで発生した押土様で笑ち会れませた方案」 はルロ田
	改変行為で発生した埋土種子等を含む表土を存置し、緑化に用 いる工法
	ウー自生種の播種・移植による工法
	施工箇所周辺で調達した種子の播種、地形改変域に係る樹木の
	移植等により緑化する工法。
	播種には原則として石垣島に生育する植物と同種の植物を用
	い、可能な限り地元産の種子等を用いるよう努める。石垣島に生
	育する植物のうち、緑化に適すると考えられるものを表 4.1 に記
	交通安全柵
	交通安全柵は交通安全上不可欠な箇所のみに設置する。設置する場
	合、茶系統に着彩したガードレールまたはガードケーブル(亜鉛メッ
	キ)を用いるものとする。

事業の種類	取 扱 方 針
	側溝 両生類、は虫類等小動物に配慮し、側溝に落ちても容易に這い出せ る構造とする。
	廃道敷及び工事跡地の整理 道路改良等に伴い生じる廃道敷及び工事跡地は可能な限り修景緑化 を行う。
	残土処理方法 原則として、公園区域外に搬出し、適切に処理する。ただし、公園 区域内における他の工事に緑化用客土等として利用する場合には、そ の流用を認めることができるものとする。
	付帯施設 ア 休憩所、展望施設、駐車場及びトイレ等付帯施設については、利用状況等を踏まえ必要最小限のものとし、設置する場合、主要な展望地の眺望に支障を与えないよう留意する。 イ 当該施設を整備するにあたっては、「(2)許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築または増築」に準ずるものとする。 ウ 案内板、解説板等を設置する場合、周辺の自然と調和した意匠とし、その規模は最小限に留める。
	管理運営方法 ア くずかご、吸い殻入れは設置しないものとする。 イ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。

事業の種類	取 扱 方 針
道路(歩道)	基本方針
	人と自然のふれあいを促進することを目的とした歩道を整備するも
	のとし、その整備にあたっては利用者の安全及び雨水等による浸食防
	止等に配慮する。
	付帯施設
	ア 休憩所、展望施設及びトイレ等付帯施設については、利用状況
	等を踏まえ必要最小限のものとし、設置する場合、主要な展望地
	の眺望に支障を与えないよう留意する。
	イ 当該施設を整備するにあたっては、「(2)許可、届出等取扱方
	針」の「工作物の新築、改築または増築」に準ずるものとする。
	ウ 歩道以外への立入りにより動植物の損傷、裸地化または利用者
	への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整
	備する。
	エ 案内板、解説板等を設置する場合、周辺の自然と調和した意匠
	とし、その規模は最小限に留める。
	管理運営方法
	アーくずかご、吸い殻入れは設置しないものとする。
	イ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。
園地	基本方針
	展望地、海浜地、樹林地等の各地区に特性に応じた園地の整備及び
	管理を行い、風景観賞、自然探勝、散策、各種レクリエーション等人
	と自然のふれあいを促進するよう配慮する。整備にあたっては、施設
	の規模は必要最小限とし、周辺の自然と調和した意匠とする。特に展
	望地においては、標識、案内板等が展望を阻害することないよう設置
	について十分配慮する。
	(1,111,111,111,111,111,111,111,111,111,
	付帯施設 一
	ア 休憩所、展望施設及びトイレ等付帯施設については、利用性及
	び管理面を考慮し、適切な配置とする。
	イ 自然に対する理解を深めるとともに、利用効果を高めるため、
	案内板、解説板及び道標等を適切に設置し、必要な場合には外国
	語を併記する。 - ウーツ技体がも数様するにあたっては、「くつ)的可、民山笠四仏大
	ウ 当該施設を整備するにあたっては、「(2)許可、届出等取扱方
	針」の「工作物の新築、改築または増築」に準ずるものとする。
	通景の確保
	世界が唯体

事業の種類					
争耒の性料	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
		主要な展望地で優れた景観が眺望できる箇所については、展望を確し			
	1休9 るにめ、週辺	保するため、適切な枝払い、抜き切り等を行い、通景を確保する。			
	禁田等光子 注				
1	管理運営方法				
		吸い殻入れは原則、設置しないものとする。			
	イ 危険箇所の)点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。			
	- W 1++	- -			
	その他特記事	垻			
	園地の名称	取扱いに特に配慮する事項			
	明石	・付帯施設等以外への立入りにより植物の損傷、			
		裸地化または利用者への危険が発生するおそ			
		れがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。			
	底地	・利用に伴う火気に十分注意するよう利用者を啓			
	1000	発する。			
		元ッと。			
	川平	・ボート等の維持管理による汚水及び排水を直接			
		海に放出しないものとする。			
		・特にヤエヤマヤシ群落周辺については、施設の			
		整備、維持管理にあたり、希少野生動植物種の			
		保全を優先とした手法等とする。			
	 御神崎	・施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地			
		化または利用者への危険が発生するおそれが			
		ある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。			
	名蔵アンパル	・枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。			
	白保 	・グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整 備する。ただし、埋め立てを行わない等海岸線			
		を極力改変しない整備内容とする。			
		・台風等により船舶が漂流しないよう管理施設を			
		充実させる。			
		・ボート等の維持管理による汚水及び排水を直接			
		海に放出しないものとする。			
野営場	基本方針				
	海浜地等の各地	区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、			
	海浜利用等を通じ	だ自然のふれあいを促進するよう配慮する。			
	 付帯施設				
		「 及び管理面を考慮し、適切に配置する。既存施設に			
	~ 3X-76141 土田				

事業の種類	取 扱 方 針			
	ついては、快適な利用環境を保持できるよう管理を行う。			
	イ 付帯施設の整備にあたっては、「(2)許可、届出等取扱方針」			
	の「工作物の新築、改築または増築」に準ずるものとする。			
	管理運営方法			
	ア 利用に伴う火気に十分注意するよう利用者を啓発する。			
	イ くずかご、吸い殻入れは十分な管理が可能な箇所以外には設置			
	しないものとし、ごみの投げ捨て防止及び持ち帰りを推進する。			
	なお、くずかご等の設置の際はごみの飛散がないよう対策を講じ			
	る。			
	ウ 枯損木の処理等、安全管理を十分に講じる。			
	エ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。			

(3)その他(緑化に関する指針)

西表石垣国立公園内において法面などの裸地を緑化する際には、「自然公園における法面緑化指針(案)」(以下「緑化指針案」という。)に基づき指導する。緑化指針案には保全水準ごとの基本方針および緑化工指針が示されている(参考資料)。西表石垣国立公園石垣地域においては、特別保護地区及び第1種特別地域の全域並びに於茂登岳山頂周辺の第2種特別地域及び第3種特別地域を保全水準1の地域として取り扱う。また、上記以外の亜熱帯照葉樹林タイプに該当する地域は保全水準2の地域として取り扱う。

緑化に使用する植物は表 4-1 を参考に選定する。また、環境省の要注意外来生物リストに 選定されている植物については、生態系に悪影響を及ぼしうることから、極力緑化や街路樹 に用いない。表 4-2 に掲げる植物など、特に注意の必要な植物については、緑化が必要な事 業等を実施する前の段階から関係機関に対して注意を呼びかける。

表 4-1 使用植物参考例

自然公園における法面緑化指針(案)より作成

立 地 条 件	使		植	物	
	高 木	低	木	草本	つる性
アコウ・ガジュマル林 (沖縄地区:石灰岩域)	アカギ、(イスノキ) (ガジュマル)(サンゴジュ) (アコウ)(ハマイヌピワ) (ヤブニッケイ) ハゼノキ (クスノハカエデ)(クスノハガシワ) (クワノハエノキ)(タブノキ) ホルトノキ、オキナワシャリンバイ (ショウロウクサギ) シマグワ (アカテツ) (ピロウ) リュウキュウコクタン ヒラミレモン (リュウキュウハリギリ)	マサキ、ネズミモチ (ナガミボチョウジ) (グミモドキ) オオムラサキシキブ、トベラ、 (ソテツ) (ゲッキツ) (ゴモジュ) (シマヤマヒハツ) (フクマンギ)	クチナシ、ヒサカキ	ススキ メドハウ (ヤブラン) (タマシダ)	(オオイタビ) (アマミヅタ)
スダジイ林 (沖縄地区:非石灰岩域)	リュウキュウマツ、(イスノキ) スダジイ、(イジュ) マテバシイ、ヤマモモ (オキナワウラジロガシ)、ヤブツバキ (タブノキ)、ホルトノキ オキナワシャリンバイ (アマクサギ)(モッコク) (ヒカゲヘゴ)、センダン、	(カクレミノ) (サキシマフヨウ) アカメガシワ サザンカ ノボタン (ギィマ) (テンニンカ) (ケラマツツジ)		ススキ (ツワブキ) テッポウユリ	(ヒメイタビ) (シラタマカズラ)
海岸林	(アダン)(オオハマボウ) (ミフクラギ)(クロヨナ) (サキシマフヨウ)(フクギ) (テリハボク)(アカテツ) (モモタマナ)(ハスノハギリ) (ハマピワ)	クサトベラ、トベラ、ネズミ・ (ハマジンチョウ) ハマヒサ (モンパノキ)(オキナワハ・ (ハマゴウ)	カキ	(モクビャクコウ) コウライシバ (ツワブキ) テッポウユリ	(キダチハマグルマ)

注)植物種名()は、繁殖方法が未知なもの、使用経験がほとんどないもの。

表 4-2 要注意外来生物リスト(一部抜粋)

和名	摘要
ランタナ	・国際自然保護連合(IUCN)の世界の外来入種ワースト 100 に含まれており、海外で問題になっている。 ・日本では、小笠原や沖縄等で野生化しており、分布拡大のおそれがある場合には防除の検討が望まれる。
アメリカハマ グルマ	・国際自然保護連合(IUCN)の世界の外来入種ワースト 100 に含まれており、海外で問題になっている。 ・日本では、沖縄で野生化しており、分布拡大のおそれがある場合には防除の検討が望まれる。
セイロンマン リョウ	・国際自然保護連合(IUCN)の世界の外来入種ワースト 100 に含まれており、海外で問題になっている。 ・栽培にあたっては、管理されている場所や施設以外に、逸出を起こさない適切な方法で行うことが重要である。
カエンボク	・国際自然保護連合(IUCN)の世界の外来入種ワースト 100 に含まれており、海外で問題になっている。 ・栽培にあたっては、管理されている場所や施設以外に、逸出を起こさない適切な方法で行うことが重要である。
イタチハギ	自然性の高い地域への侵入がみられることから、そうした地域での法面緑化にはより影響の少ない種類を利用できるか検討する等の配慮が必要である。また、在来郷土種と誤解されている場合もあるので、外来種であることを理解した上で注意して利用する必要がある。
ギンネム	緑化などのために沖縄や小笠原諸島に導入された。しかし、固有性の高い小笠原の島嶼 生態系において、植物群集の構造を改変するなどの影響は大きく、未定着の地域に持ち込 まないなどの配慮が必要である。
ハリエンジュ	砂防林や薪炭材として導入され、良質の蜜源植物としても広く利用されている。しかし、 各地の河川や海岸などでは繁茂し、希少植物を含む在来植物を駆逐するおそれがある。影響の大きい場所では積極的な防除または分布拡大の抑制策の検討が望まれる。
トウネズミモ チ	移植が容易で生長が速く、大気汚染に強いことなどから、街路樹や公園樹等として広く利用されている。しかし、訪花昆虫や果実食の鳥類への誘引力が強く、多数の種子が鳥により散布されて容易に分布を拡大する。そのため、都市近郊の二次林の種組成や河川敷の植生に影響を及ぼすおそれがある。利用に当たっては鳥による種子散布を考慮に入れ、地域によっては適切な代替物の検討が望まれる。
ハイイロヨモ ギ	緑化に用いられる外国産の郷土種ヨモギに含まれる他、観賞用キクの接ぎ木台として導入された。在来種の遺伝的攪乱のおそれがあるため、逸出を防ぐための管理と、当該地域産の在来種または別種への転換の可能性について総合的に検討することが望まれる。
シナダレスズ メガヤ	耐暑性と耐旱性に優れ、土壌侵食防止力が強いため、法面緑化などに全国で用いられている。しかし、河川に侵入して砂を堆積するなどしたため、在来植物との競合・駆逐や、 生育環境の改変が生じている場合がある。種子が河川に流入しないための適切な管理の可能性と、既に侵入したものについての防除の必要性や防除技術の検討、さらには適切な代替物の利用の可能性を検討することが望まれる。
オニウシノケ グサ	永続性や土壌保全能力が高く、環境への適応性も高いことなどから、牧草や緑化植物として全国で広く用いられているが、自然性の高い環境や希少種の生育環境に侵入し、駆除の対象になっていることがある。逸出によるこうした問題が起こらないよう適切な管理を行うとともに、自然環境にも配慮した品種または他の種類の利用の可能性を検討することが望まれる。
カモガヤ	耐陰性などの様々な環境耐性を持つため、牧草や緑化植物として全国で広く用いられているが、自然性の高い環境や希少種の生育環境に侵入し、問題になっている。こうした場所では逸出による問題が起こらないよう適切な管理を行うとともに、自然環境にも配慮した品種または他の種類の利用の可能性を検討することが望まれる。

和名	摘要
シバムギ	耐塩性があり冷涼な環境に適した牧草として、寒冷地に導入された。しかし地域によっては逸出して難防除の雑草となり、在来植物との競合のおそれも生じている。適切な代替物の利用と分布拡大の抑制の可能性の検討が望まれる。
ネズミムギ・ホ ソムギ	環境への適応性が高く牧草や緑化植物として全国で広く用いられている。しかし、自然性の高い環境や希少種の生育環境に侵入し、駆除の対象になっている場合がある。逸出によるこうした問題が起こらないよう適切な管理を行うとともに、より影響の少ない品種の有無の検討や他の種類の利用可能性の検討が望まれる。
キシュウスズ メノヒエ	耐湿性や耐塩性があるため、湿田や水田転換畑での飼料として利用が試みられたが、水田や水路で雑草化し、湿地の在来植物との競合のおそれが生じている。適切な代替物の利用と、分布拡大の抑制が望まれる。
オオアワガエリ	冷涼な環境に適した牧草として、寒冷地で広く用いられているが、自然性の高い環境や希少種の生育環境に侵入し、駆除の対象になっていることがある。こうした場所では、牧草地からの逸出が起こらないような適切な管理を行うとともに、より影響の少ない品種や他の牧草の利用の可能性を検討することが望まれる。

5. その他必要な事項

(1)周辺区域との関連について

西表石垣国立公園石垣地域は石垣島の約三分の一の面積を指定しているが、公園区域外での行為が公園区域内に影響を及ぼす可能性も考えられるため、公園区域周辺については、 関係機関に対し公園区域内に極力影響が及ばないように配慮を求める。

また、風景計画を策定している石垣市、その他の関係機関と連携し、石垣島全体の風景を一体として保全していくよう努める。

(2)利用者に対する情報提供

ア. 石垣島の自然に関する情報提供と普及啓発

利用者に対しては、石垣島の豊かな自然の特徴や魅力が分かりやすく伝わるように情報提供を行う。また、サンゴ礁と地域の暮らしなど、自然と人が関かかわる文化についても解説し、自然環境の重要性について理解を深めるよう促すなど、自然環境の保全に関する普及啓発を行う。

イ.自然観察会の開催

毎年、地元の小中学生を対象に"海の自然教室"を開催し、スノーケリング技術の講習、サンゴや熱帯魚などの海の生物の観察等を行っている。今後もこうした自然観察会等を開催し、地域の住民が石垣島の自然との関わりを深める機会を積極的に提供していく。

ウ.規制及び安全対策について

サンゴの損傷や動植物の捕獲など、国立公園内で規制されている行為について周知すると共に、そうした行為を行わないよう呼びかける。

また、米原海岸や白保海岸など海水浴客が多い場所では、一人では行動しない、潮位・ 干満時刻を事前に調べるなど、安全に楽しめるよう注意を行う。危険生物に関する情報 提供を行う。

<u>自然保護官事務所で海のスノーケル活動を実施する際には、スノーケル指導・安全管</u>理マニュアル(石垣自然保護官事務所作成)に基づき、安全管理を徹底する。

エ.情報提供の媒体について

利用者に対し幅広く情報提供を行うため、HP を充実し定期的な更新を行う。また、国立公園に訪れた利用者が、気軽に国立公園の情報を得られるようにパンフレットを作成する。利用拠点については解説板等を整備し、訪れた利用者に対して情報提供を行う。また、小中学校の先生や観光業者を対象とした自然解説、環境教育プログラムの冊子を作成しているため、それらを積極的に活用する。

(3)地域の美化修景に関する事項

ア.海岸等の清掃活動

石垣市、石垣市観光協会、地域の住民等、地元関係者と協力し、海岸や河川の清掃活動を行う。また、関係者間で情報を共有しながら、計画的、効率的にゴミを回収する体

制の構築について協力していく。

イ.ゴミの持ち帰りについて

ゴミ箱の設置状況について点検を行い、不要なものを撤去し適正配置を行うよう設置者に対して指導を行う。また、ゴミ持ち帰り運動のより一層の徹底を図るため、ゴミ持ち帰り看板の設置等により一般利用者に対する趣旨の徹底を行うとともに、交通機関とうに対して普及協力を呼びかける。

	1	2	3	4
	・この水準を適用する地域は、特に厳重に景観(景観を支える生態	・この水準を適用する地域は、風致の維持	・この水準を適用する地域は、風致の維持	・この水準を適用する地域は、市街地、集
	系や景観の構成要素である動植物を含む)の維持を図る必要性の	を図る必要があり、かつ人為的影響をあ	を図る必要はあるが、農林水産業等によ	落地などが含まれ、すぐれた自然の風景
保全水準	ある地域、またはこれに準ずる地域であって、動植物の人為的移	まり受けていない地域であって、当該地	る人為的影響を相当程度受けている地域	地の保護の観点から、当該地域の風致に
*1	動は原則として行わず、当該地域に生息・生育する個体群 ^{*2} の現状	域に生息・生育する個体群*2 に対して人	であって、その人為的影響の存在を前提	著しい支障を及ぼさない公園管理を行う
	を変更しない公園管理を行うことが必要な地域である。	為的影響をできるだけ与えない公園管理	にして、当該地域の風致に支障を及ぼさ	必要のある地域である。
		を行うことが必要な地域である。	ない公園管理を行う必要のある地域であ	
			ప .	
	・特別保護地区、および第1種特別地域の全域。	・第2種特別地域、および第3種特別地域	・第2種特別地域 第3種特別地域 およ	・第2種特別地域、第3種特別地域、およ
	・第2種特別地域、または第3種特別地域のうち、植生復元の困難	のうち下記に該当する地域。	び普通地域のうち下記に該当する地域。	び普通地域のうち下記に該当する地域。
	な地域等下記のいずれかに該当する地域であって、その全部また	(1)人為的影響をあまり受けていない自然	(1)人為的影響を大きく受けている自然林	(1)市街地、集落地。
	は一部について史跡天然記念物の指定もしくは仮指定がなされて	林、あるいはそれに近い二次林の地域。	の地域。	(2)その他、上記及び保全水準1~3のいず
	いること、または学術調査の結果等により、特別保護地区または	(2)生物多様性保全上重要な二次草原地域	(2)保全水準2以外の二次林、二次草原、人	れにも該当しない 地域。
対象地域	第 1 種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、または行われるこ	(シバ草原、ススキ草原、ササ草原な	工林地域。	
XJSKIELSK	とが必要であると認められる地域。	ど)		
	(1)高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原など植生の復元が困難な地域。	(3)保全水準1の地域と近接している地域		
	(2)野生動植物の生息地、または生育地として重要な地域。	であって、保全水準1の地域の上流側に		
	(3)地形もしくは地質が特異である地域、または特異な自然の現象が	位置する地域など、保全水準1に相当す		
	生じている地域。	る地域への影響が懸念される地域。		
	(4)優れた天然林、または学術的価値を有する人工林の地域。			
	・当該地域に生息・生育する個体群の現状を変更しないことを目標	・当該地域に生息・生育する個体群に対して	・当該地域の風致に支障を及ぼさないこと	・当該地域の風致に著しい支障を及ぼさな
	に、緑化による遺伝子レベルでの攪乱を避けるため、使用植物	人為的影響をできるだけ与えないことを	を目標に、使用植物材料*3を入手する地	いことを目標に、当該地域ないし地域区
	材料*3は地域外から一切持ち込まない緑化とする。	目標に、使用植物材料*3を入手する地理	理的範囲を限定し、当該地域ないし地域	分*5 内に自然分布する種による緑化とす
緑化の基		的範囲を限定し、当該地域に自然分布す	区分*5 内に自然分布する種による緑化と	ప .
本方針		る種の系統*4による緑化とする。	する。	・ただし、造園的景観形成を図る場合は、
				地域の植生と調和した違和感のない緑化
				を優先し、国内に自然分布する種の利用
				も許容する。

	保全水準*1	1	2	3	4
		・施工対象地域の植生と同等・同質の植	・施工対象地域の植生と同等・同質、または	当該地域に自然分布する種を主体とする植物群	・当該地域区分*5 内に自然分布する種を主体とす
	最終緑化目標	物群落。	それにできるだけ近い植物群落。	•	る植物群落。
	群落*6	(施工対象地域に自然分布する個体群 ^{*2}			・ただし、造園的景観形成を図る場合を除く。
		のみからなる植物群落)			
		・施工対象地域に自然分布する種、およ	・施工対象地域ないし当該地域が属する自然	当該地域ないし地域区分 ^{*5} 内に自然分布する種	・当該地域区分*5 内に自然分布する種 (先駆樹種
	初期緑化目標	び自然侵入種で形成される植物群落。	公園の同一団地内に自然分布する種 先駆樹	(先駆樹種*8は除く)で形成される植物群落。	*8は除く)で形成される植物群落。
	が		種*8は除く)で形成される植物群落。		・ただし、造園的景観形成を図る場合を除く。
	研治			・浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合	合で、かつ下流域に保全すべき貴重種等がない場合
4号				は、緑化用外来草本で形成される植物群落も許容。	
緑化工指針		・施工対象地域に自然分布する種。(地域	・施工対象地域が属する自然公園の同一団地	・当該地域区分*5内に自然分布する種。(先駆樹種*8に限り、国内に自然分布する種まで許容)	
掮		外からの持ち込みは一切不可)	内に自然分布する種。(先駆樹種*8 に限り、	・浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合で、かつ下流域に保全すべき貴重種等がない場合	
-	使用植物材料		地域区分*5内に自然分布する種まで許容)	は、緑化用外来草本も許容。	
	*3			***************************************	・造園的景観形成を図る場合は、国内に自然分布
					する種まで許容。
			・使用植物材料*3を入手する地理的範囲内に自然分布する種と同種であっても、国外由来の植物*9材料は不可。		
		・施工対象地域周辺。	・施工対象地が属する自然公園同一団地内	・原則として当該地域区分*5内。(緑化用外来草	本は除く)
	使用植物材料 *3を入手する		かつ可能な限り同一都道府県内の同一流域		
			内。		
	地理的範囲		・先駆樹種*8に限り、地域区分*5内も可。	・先駆樹種*8に限り、国内も可。	・先駆樹種*8、及び造園的景観形成を図る場合は、
					国内も可。
		・種子等の採取・育苗計画を立案し、使用植物材料*3を確保。		・使用植物材料*3の入手経路を確認。	

	保全水準*1	1	2	3	4
-		・目標群落の形成が可能な工法、かつ植生基盤造成は浸食防止効果の高い工法。			・目標群落の形成が可能な工法。
		・使用植物材料*3の入手が困難で、かつ周	囲からの植物の自然侵入が期待できる場合に	・地域に自然分布する種であっても、緑化目標	詳落の形成を阻害する種 (クズ等)の利用は回避。
	適用工法	は、植生誘導工 ^{*9} を積極的に検討。			
	週州土/宏	・植生誘導工*10のみでは浸食が進み、その影響が周辺に及ぶおそれがある場合で、周辺			
		から種子等の植物材料が採取可能な場合	は、播種などの積極的な緑化を実施。		
緑化		・緑化基礎工や植物生育基盤材などは、地域の生態系への影響を与えない自然材料を選定。			
		・長期間(5~20年)を要しても最終	・少なくとも5~10年程度で初期緑化目標	・初期緑化目標群落 ^{*7} が形成されるまでモニタ	リングを行い、最終緑化目標群落 ^{*6} が形成される
指針		緑化目標群落 ^{*6} が形成されるまでモニ	群落 ^{*7} が形成されるまでモニタリングを行	よう必要な植生管理*11を実施。	
	植牛 管 理*10	タリングを行い、その評価に基づく順	い、その評価に基づく順応的管理を実施。		
	<u>但土官</u> 理 · · ·	応的管理を実施。	・その後は、最終緑化目標群落 ^{*6} が形成され		
			るよう必要な植生管理*11を実施。		
		・目標群落の形成を阻害するような植物が侵入した場合は速やかに除去。			
	災害時の特例	・災害復日の場合には、保全水準1~4の地域とも地域住民の生活環境の早期復日、および災害の拡大防止を優先。			
		・災害復日の場合においても、保全水準に	対応する最終緑化目標詳落 ^{*5} を設定し、災害復	旧について一定の成果をみた後、最終緑化目標群	落*5に移行させるための植生管理*11などを実施。

(注釈)

* 1 保全水準 : 適用する保全水準は事業ごとに決定する。小笠原、沖縄等、特異な生態系をもつ島嶼については特に慎重な判断が必要である。

* 2 個体群 : 個体群とは、ある空間内に生育している同種個体の総体のことをいう。対象となる空間の規模は保全水準によって決定される。

* 3 使用植物材料 : 使用植物材料とは、緑化工で使用する植物の種子、苗木等をいう。

なお、自然公園内においては、わが国に自然分布する植物と同種の植物であっても、国外で生産(種子の採取、育苗)された植物(コマツナギ、ヤマハギ、ヨ

モギなど)は使用しない。わが国で採取された種子等を用い国外で生産された植物も同様である。

また、わが国に自然分布する植物を材料とする種苗であっても、自然分布域を越えて使用してはならないことは当然である。

* 4 種の系統 : 種の系統とは、生物の分類群 (集団,種,属,科など)の進化の過程での類縁関係を意味する。

* 5 地域区分 : 変化に富むわが国の自然環境にあっては、生態系、種、種内(遺伝子)の3つのレベルでの生物多様性保全に際しては、全国一律の基準、方法では難しいため、地史、地形、気象等によっ

ていくつかの単位に区分して考えることが必要である(新・生物多様性国家戦略)。この単位区分を地域区分と呼ぶこととしたものである。環境省では、国土を十区分する試案を示している。

* 6 最終線化目標業落:線化工により形成を目指す植物群落を線化目標業落と呼ぶが、線化目標業落は、最終的に形成を目指す最終線化目標業落と、施工初期販路に形成を目指す初期線化目標業落とに分けて設定 する必要がある。

最終緑化目標群落とは、初期緑化目標群落が形成された以降の植生管理や植生遷移を経て、施工対象地において最終的な目標となる植物群落のことをいう。

最終、初期緑化目標群落ともに、緑化施工地周辺の植生の状況により、事業ごとに検討、設定する必要がある。

* 7 初期級化目標群落:初期級化目標群落とは、施工対象地において緑化工で形成される初期段階の植物群落のことをいう。最終緑化目標群落に移行しやすい群落を設定する必要がある。

* 8 先駆樹種 : 先駆樹種とは、遷移の初期に法面等の裸地に侵入して定着する木本植物を総称していう。緑化工で主に用いられているものに、ハンノキ類 ハギ類 グミ類 カンバ類 ウルシ類(ヤマウ

ルシ、ヌルデ、ヤマハゼ等)、アカメガシワ、クサギ、マツ類などがある。

* 9 国外由来の植物 :わが国に自然分布(自生)する種と同種の、国外に自然分布(自生)する個体から採取した種子、およびこれらから生産された苗等をいう。(コマツナギ、ヤマハギ、ヨモギなど。)

種の自然分布は、国境にかかわりなく分布する場合があり、わが国に自然分布(自生)する種と同種であっても、種によって、地域によって、遺伝的な違いがある可能性が

高い。これら国外由来の植物を緑化に用いることによる、国内生態系のかく乱が危惧されている。わが国に自然分布する種の遺伝的変異が明らかにされている種がごく限ら

れている現状においては、予防的に、少なくとも国外由来の植物材料は使用を避けることとしたものである。

なお、保全水準1に該当する地域での緑化は、外部からの緑化用植物材料を持ち込まないこととしているので、当該地域に自然分布する種と同種であっても、国外由来の植

物を用いてはならないことは自明である。

* 10 植生誘導工 : 植生誘導工とは、植物の自然侵入を促す植生工の総称で、種子を混合しない生育基盤を造成する方法(種子なし植生基材吹付工)と、埋土種子(種子潜在表土)を用いた生育基盤を造成す

る方法(種子潜在表土播き工)に分類される。

* 1.1 植生管理 : 植生管理とは、緑化工の検査終了以降、導入植生を初期緑化目標群落あるいは最終緑化目標群落に早く近づけるための管理を総称していう。植生管理作業には、追肥、追播、補植、除伐、

除草などがある。

保全水準 4

保全水準3

保全水準 2

保全水準 1

<使用植物材料>

・施工対象地域に自然分布する種。(地域外からは一切持ち込まない)

〈使用植物材料を入手する地理的範囲〉

- ・施工対象地周辺。
- ・種子等の採取・育苗計画を立案し、使用植物材料を確保する。

<「ガイド」>

- ・当面、施工対象地の属する市町村内、 かつ河川の極力小流域内、かつ連続する森林帯。
- 有識者の指導。

<使用植物材料>

- ・施工対象地域ないし当該地域が属する自然 公園の同一団地内に自然分布する種。
- ・ 先駆樹種に限り地域区分内に自然分布する 種まで許容。
- ・なお、地域区分内に自然分布する種と同種であっても、国外由来の植物材料は用いない。

〈使用植物材料を入手する地理的範囲〉

- ・施工対象地が属する自然公園の同一団地内、かつ可能な限り同一都道府県内の同一流域内。
- ・先駆樹種に限り、地域区分内も可。
- ・種子等の採取・育苗計画を立案し、使用植物材料を確保する。

<「ガイド」>

- ・地域区分について国土区分等を紹介し、解説する。
- ・必要に応じて有識者の指導。

<使用植物材料>

- ・地域区分内に自然分布する種。
- ・ 先駆樹種に限り、 国内に自然分布する 種まで許容。
- ・浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合で、かつ下流域に保全すべき 貴重種等がない場合は、緑化用外来草 本も許容。
- ・なお、地域区分内に自然分布する種と 同種であっても国外由来の植物材料は 用いない。

〈使用植物材料を入手する地理的範囲〉

- ・原則、地域区分内。
- ・先駆樹種に限り、国内も可。
- ・浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合で、かつ下流域に保全すべき 貴重種等のない場合に限り、緑化用外 来草本も許容。
- ・使用植物材料の入手経路を確認する。

<「ガイド」>

当面、使用植物材料を入手する地理的 範囲を、やむをえない場合は国内まで 許容する。

<使用植物材料>

- ・地域区分内に自然分布する種。
- ・ 先駆樹種、および造園的景観形成を 図るために用いる場合は、国内に自 然分布する種まで許容。
- ・浸食防止あるいは防災上必要やむを 得ない場合で、かつ下流域に保全す べき貴重種等がない場合は、緑化用 外来草本も許容。
- ・なお、地域区分内に自然分布する種 と同種であっても国外由来の植物材 料は用いない。

< 使用植物材料を入手する地理的範囲

- ・原則、地域区分内。
- ・ 先駆樹種、および造園的景観形成を 図る場合は国内も可。
- ・浸食防止あるいは防災上必要やむを 得ない場合で、かつ下流域に保全す べき貴重種等がない場合は、緑化用 外来草本も許容。

<「ガイド」>

当面、使用植物材料を入手する地理 的範囲を、必要に応じて国内まで許 容する。

自然公園における保全水準と法面緑化の基本方針および緑化工指針(案)

	1	2	3	4
	・この水準を適用する地域は、特に厳重に景観(景観を支える生態	・この水準を適用する地域は、風致の維持	・この水準を適用する地域は、風致の維持	・この水準を適用する地域は、市街地、集
	系や景観の構成要素である動植物を含む)の維持を図る必要性の	を図る必要があり、かつ人為的影響をあ	を図る必要はあるが、農林水産業等によ	落地などが含まれ、すぐれた自然の風景
保全水準	ある地域、またはこれに準ずる地域であって、動植物の人為的移	まり受けていない地域であって、当該地	る人為的影響を相当程度受けている地域	地の保護の観点から、当該地域の風致に
*1	動は原則として行わず、当該地域に生息・生育する個体群*2の現状	域に生息・生育する個体群*2 に対して人	であって、その人為的影響の存在を前提	著しい支障を及ぼさない公園管理を行う
	を変更しない公園管理を行うことが必要な地域である。	為的影響をできるだけ与えない公園管理	にして、当該地域の風致に支障を及ぼさ	必要のある地域である。
		を行うことが必要な地域である。	ない公園管理を行う必要のある地域であ	
			る 。	
	・特別保護地区、および第1種特別地域の全域。	・第2種特別地域、および第3種特別地域	・第2種特別地域、第3種特別地域 およ	・第2種特別地域、第3種特別地域、およ
	・第2種特別地域、または第3種特別地域のうち、植生復元の困難	のうち下記に該当する地域。	び普通地域のうち下記に該当する地域。	び普通地域のうち下記に該当する地域。
	な地域等下記のいずれかに該当する地域であって、その全部また	(1)人為的影響をあまり受けていない自然	(1)人為的影響を大きく受けている自然林	(1)市街地、集落地。
	は一部について史跡天然記念物の指定もしくは仮指定がなされて	林、あるいはそれに近い二次林の地域。	の地域。	(2)その他、上記及び保全水準1~3のいず
	いること、または学術調査の結果等により、特別保護地区または	(2)生物多様性保全上重要な二次草原地域	(2)保全水準2以外の二次林、二次草原、人	れにも該当しない 地域。
対象地域	第 1 種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、または行われるこ	(シバ草原、ススキ草原、ササ草原な	工林地域。	
الاحتيام/الا	とが必要であると認められる地域。	ど)。		
	(1)高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原など植生の復元が困難な地域。	(3)保全水準1の地域と近接している地域		
	(2)野生動植物の生息地、または生育地として重要な地域。	であって、保全水準1の地域の上流側に		
	(3)地形もしくは地質が特異である地域、または特異な自然の現象が	位置する地域など、保全水準1に相当す		
	生じている地域。	る地域への影響が懸念される地域。		
	(4)優れた天然林、または学術的価値を有する人工林の地域。			
	・当該地域に生息・生育する個体群の現状を変更しないことを目標	・当該地域に生息・生育する個体群に対して	・当該地域の風致に支障を及ぼさないこと	・当該地域の風致に著しい支障を及ぼさな
	に、緑化による遺伝子レベルでの攪乱を避けるため、使用植物	人為的影響をできるだけ与えないことを	を目標に、使用植物材料*3を入手する地	いことを目標に、当該地域ないし地域区
	材料*3は地域外から一切持ち込まない緑化とする。	目標に、使用植物材料*3を入手する地理	理的範囲を限定し、当該地域ないし地域	分*5 内に自然分布する種による緑化とす
緑化の基		的範囲を限定し、当該地域に自然分布す	区分*5 内に自然分布する種による緑化と	ర ం
本方針		る種の系統*4による緑化とする。	する。	・ただし、造園的景観形成を図る場合は、
				地域の植生と調和した違和感のない緑化
				を優先し、国内に自然分布する種の利用
				も許容する。

	保全水準*1	1	2	3	4
		・施工対象地域の植生と同等・同質の植	・施工対象地域の植生と同等・同質、または	当該地域に自然分布する種を主体とする植物群	・当該地域区分*5 内に自然分布する種を主体とす
	最終緑化目標	物群落。	それにできるだけ近い植物群落。	0	る植物群落。
	群落 ^{*6}	(施工対象地域に自然分布する個体群*2			・ただし、造園的景観形成を図る場合を除く。
		のみからなる植物群落)			
		・施工対象地域に自然分布する種、およ	・施工対象地域ないし当該地域が属する自然	当該地域ないし地域区分*5内に自然分布する種	・当該地域区分*5 内に自然分布する種 (先駆樹種
	初期緑化目標	び自然侵入種で形成される植物群落。	公園の同一団地内に自然分布する種 先駆樹	(先駆樹種*8は除く)で形成される植物群落。	*8は除く)で形成される植物群落。
	划期級化日標 群落*7		種*8は除く)で形成される植物群落。		・ただし、造園的景観形成を図る場合を除く。
	研治			・浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合	合で、かつ下流域に保全すべき貴重種等がない場合
43				は、緑化用外来草本で形成される植物群落も許容。	
緑化工指針		・施工対象地域に自然分布する種。(地域	・施工対象地域が属する自然公園の同一団地	・当該地域区分*5内に自然分布する種。(先駆樹種*8に限り、国内に自然分布する種まで許容)	
指		外からの持ち込みは一切不可)	内に自然分布する種。(先駆樹種*8 に限り、	・浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合で、かつ下流域に保全すべき貴重種等がない場合	
жI	使用植物材料		地域区分*5内に自然分布する種まで許容)	は、緑化用外来草本も許容。	
	*3				・造園的景観形成を図る場合は、国内に自然分布
					する種まで許容。
			・使用植物材料*3を入手する地理的範囲内に自然分布する種と同種であっても、国外由来の植物 ^{*9} 材料は不可。		
		・施工対象地域周辺。	・施工対象地が属する自然公園同一団地内、	・原則として当該地域区分*5内。(緑化用外来草	本は除く)
	使用植物材料**3を入手する		かつ可能な限り同一都道府県内の同一流域		
			内。		
			・先駆樹種*8に限り、地域区分*5内も可。	・先駆樹種 ^{*8} に限り、国内も可。	・先駆樹種*8、及び造園的景観形成を図る場合は、
	地理的範囲				国内も可。
		・種子等の採取・育苗計画を立案し、使用植物材料*3を確保。		・使用植物材料 ^{*3} の入手経路を確認。	

	保全水準*1	1	2	3	4
	適用工法	・目標群落の形成が可能な工法、かつ植生基盤造成は浸食防止効果の高い工法。			・目標群落の形成が可能な工法。
		・使用植物材料*3の入手が困難で、かつ周	囲からの植物の自然侵入が期待できる場合に	・地域に自然分布する種であっても、緑化目標	群落の形成を阻害する種 (クズ等)の利用は回避。
		は、植生誘導工*9を積極的に検討。			
		・植生誘導工 ^{*10} のみでは浸食が進み、その	影響が周辺に及ぶおそれがある場合で、周辺		
		から種子等の植物材料が採取可能な場合は	は、播種などの積極的な緑化を実施。		
緑化		・緑化基礎工や植物生育基盤材などは、地域の生態系への影響を与えない自然材料を選定。			
华	植生管理*10	・長期間 (5~20年)を要しても最終	・少なくとも5~10年程度で初期緑化目標	・初期緑化目標群落*7が形成されるまでモニタ	リングを行い、最終緑化目標群落*6が形成される
指針		緑化目標群落*6 が形成されるまでモニ	群落*7が形成されるまでモニタリングを行	よう必要な植生管理*11を実施。	
		タリングを行い、その評価に基づく順	い、その評価に基づく順応的管理を実施。		
		応的管理を実施。	・その後は、最終緑化目標群落*6が形成され		
			るよう必要な植生管理*11を実施。		
		・目標群落の形成を阻害するような植物が侵入した場合は速やかに除去。			
	災害時の特例	・災害復日の場合には、保全水準1~4の地域とも地域住民の生活環境の早期復日、および災害の拡大防止を優先。			
	火古时()对刊列	・災害復日の場合においても、保全水準に	対応する最終緑化目標詳落*5を設定し、災害復	旧について一定の成果をみた後、最終緑化目標群	落*5に移行させるための植生管理*11などを実施。

(注釈)

* 1 保全水準 : 適用する保全水準は事業ごとに決定する。小笠原、沖縄等、特異な生態系をもつ島嶼については特に慎重な判断が必要である。

* 2 個体群 : 個体群とは、ある空間内に生育している同種個体の総体のことをいう。対象となる空間の規模は保全水準によって決定される。

* 3 使用植物材料 : 使用植物材料とは、緑化工で使用する植物の種子、苗木等をいう。

なお、自然公園内においては、わが国に自然分布する植物と同種の植物であっても、国外で生産(種子の採取、育苗)された植物(コマツナギ、ヤマハギ、ヨモギなど)は使用しない。わが国で採取された種子等を用い国外で生産された植物も同様である。

また、わが国に自然分布する植物を材料とする種苗であっても、自然分布域を越えて使用してはならないことは当然である。

* 4 種の系統 : 種の系統とは、生物の分類群(集団,種,属,科など)の進化の過程での類縁関係を意味する。

* 5 地域区分 : 変化に富むわが国の自然環境にあっては、生態系、種、種内(遺伝子)の3つのレベルでの生物多様性保全に際しては、全国一律の基準、方法では難しいため、地史、地形、気象等によっ

ていくつかの単位に区分して考えることが必要である(新・生物多様性国家戦略)。この単位区分を地域区分と呼ぶこととしたものである。環境省では、国土を十区分する試案を示している。

* 6 最終緑化目標群落:緑化工により形成を目指す植物群落を緑化目標群落と呼ぶが、緑化目標群落は、最終的に形成を目指す最終緑化目標群落と、施工初期f-9階に形成を目指す初期緑化目標群落とに分けて設定

する必要がある。

最終緑化目標群落とは、初期緑化目標群落が形成された以降の植生管理や植生遷移を経て、施工対象地において最終的な目標となる植物群落のことをいう。

最終、初期緑化目標詳落ともに、緑化施工地周辺の植生の状況により、事業ごとに検討、設定する必要がある。

* 7 初期線化目標群落:初期線化目標群落とは、施工対象地において線化工で形成される初期段階の植物群落のことをいう。最終線化目標群落に移行しやすい群落を設定する必要がある。

* 8 先駆樹種 : 先駆樹種とは、遷移の初期に法面等の裸地に侵入して定着する木本植物を総称していう。緑化工で主に用いられているものに、ハンノキ類 ハギ類 グミ類 カンバ類 ウルシ類(ヤマウ

ルシ、ヌルデ、ヤマハゼ等)、アカメガシワ、クサギ、マツ類などがある。

* 9 国外由来の植物 :わが国に自然分布(自生)する種と同種の、国外に自然分布(自生)する個体から採取した種子、およびこれらから生産された苗等をいう。(コマツナギ、ヤマハギ、ヨモギなど。)

種の自然分布は、国境にかかわりなく分布する場合があり、わが国に自然分布(自生)する種と同種であっても、種によって、地域によって、遺伝的な違いがある可能性が

高い。これら国外由来の植物を緑化に用いることによる、国内生態系のかく乱が危惧されている。わが国に自然分布する種の遺伝的変異が明らかにされている種がごく限ら

れている現状においては、予防的に、少なくとも国外由来の植物材料は使用を避けることとしたものである。

なお、保全水準1に該当する地域での緑化は、外部からの緑化用植物材料を持ち込まないこととしているので、当該地域に自然分布する種と同種であっても、国外由来の植

物を用いてはならないことは自明である。

* 10 植生誘導工 : 植生誘導工とは、植物の自然侵入を促す植生工の総称で、種子を混合しない生育基盤を造成する方法(種子なし植生基材吹付工)と、埋土種子(種子潜在表土)を用いた生育基盤を造成す

る方法(種子潜在表土播き工)に分類される。

* 1.1 植生管理 : 植生管理とは、緑化工の検査終了以降、導入植生を初期緑化目標群落あるいは最終緑化目標群落に早く近づけるための管理を総称していう。植生管理作業には、追肥、追播、補植、除伐、

除草などがある。

保全水準 4

保全水準3

保全水準 2

__ • <u>†</u>

保全水準 1

<使用植物材料>

・施工対象地域に自然分布する種。(地域外からは一切持ち込まない)

〈使用植物材料を入手する地理的範囲〉

- ・施工対象地周辺。
- ・種子等の採取・育苗計画を立案し、使用植物材料を確保する。

<「ガイド」>

- ・当面、施工対象地の属する市町村内、 かつ河川の極力小流域内、かつ連続する森林帯。
- 有識者の指導。

<使用植物材料>

- ・施工対象地域ないし当該地域が属する自然 公園の同一団地内に自然分布する種。
- ・ 先駆樹種に限り地域区分内に自然分布する 種まで許容。
- ・なお、地域区分内に自然分布する種と同種であっても、国外由来の植物材料は用いない。

〈使用植物材料を入手する地理的範囲〉

- ・施工対象地が属する自然公園の同一団地内、かつ可能な限り同一都道府県内の同一流域内。
- ・先駆樹種に限り、地域区分内も可。
- ・種子等の採取・育苗計画を立案し、使用植物材料を確保する。

<「ガイド」>

- ・地域区分について国土区分等を紹介し、解説する。
- ・必要に応じて有識者の指導。

<使用植物材料>

- ・地域区分内に自然分布する種。
- ・ 先駆樹種に限り、 国内に自然分布する 種まで許容。
- ・浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合で、かつ下流域に保全すべき 貴重種等がない場合は、緑化用外来草本も許容。
- ・なお、地域区分内に自然分布する種と 同種であっても国外由来の植物材料は 用いない。

〈使用植物材料を入手する地理的範囲〉

- ・原則、地域区分内。
- ・先駆樹種に限り、国内も可。
- ・浸食防止あるいは防災上必要やむを得ない場合で、かつ下流域に保全すべき 貴重種等のない場合に限り、緑化用外 来草本も許容。
- ・使用植物材料の入手経路を確認する。

<「ガイド」>

当面、使用植物材料を入手する地理的 範囲を、やむをえない場合は国内まで 許容する。

〈使用植物材料〉

- ・地域区分内に自然分布する種。
- ・ 先駆樹種、および造園的景観形成を 図るために用いる場合は、国内に自 然分布する種まで許容。
- ・浸食防止あるいは防災上必要やむを 得ない場合で、かつ下流域に保全す べき貴重種等がない場合は、緑化用 外来草本も許容。
- ・なお、地域区分内に自然分布する種 と同種であっても国外由来の植物材 料は用いない。

〈使用植物材料を入手する地理的範囲〉

- 原則 地域区分内。
- ・ 先駆樹種、および造園的景観形成を 図る場合は国内も可。
- ・浸食防止あるいは防災上必要やむを 得ない場合で、かつ下流域に保全す べき貴重種等がない場合は、緑化用 外来草本も許容。

<「ガイド」>

当面、使用植物材料を入手する地理 的範囲を、必要に応じて国内まで許 容する。